

新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金等支払猶予に係る取扱基準

令和2年5月1日

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金等のお支払いが困難となったお客様を対象に、水道料金等の支払期限を猶予し、納付期限を延長いたします。

1 対象となるお客様

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少している等、一時的に水道料金等の支払いが困難となった個人、法人のすべてのお客様が対象

2 対象となる水道料金等

水道料金、公共下水道使用料、集落排水使用料、農業・漁業集落排水使用料

(1) 令和2年4月請求分(3月検針 4月15日納付期限)

(2) 令和2年5月請求分(4月検針 5月15日納付期限)

(3) 令和2年6月請求分(5月検針 6月15日納付期限)

※4月請求分を既に納付済みの場合は、7月請求分も対象とする

(4) 令和2年7月請求分(6月検針 7月15日納付期限)

※納付期限から1ヶ月以内に申請が必要です。(令和2年4月請求分については令和2年5月末までに支払猶予申請を提出)

3 支払猶予の内容と猶予期間

「水道料金等支払猶予申請書」を窓口、FAX、郵送のいずれかで提出いただき、承認を受けたお客様で最大3ヶ月分を対象として、最大4ヶ月の支払猶予とする。

(1) 4月請求分(4月15日納付期限) ➡ 8月17日納付期限へ

(2) 5月請求分(5月15日納付期限) ➡ 9月15日納付期限へ

(3) 6月請求分(6月15日納付期限) ➡ 10月15日納付期限へ

※4月請求分を既に納付済みの場合は、7月請求分も対象となるので

(4) 7月請求分(7月15日納付期限) ➡ 11月16日納付期限へ

4 支払猶予の注意点と納付方法

支払い猶予対象以外は通常の支払期限となります。また、支払猶予対象料金については、猶予期限の納付書を送付しますので、お近くの金融機関等でお支払い下さい。口座振替で2ヶ月分まとめた振替はできないことをご了承ください。

※支払猶予対象料金が納付期限内に支払困難な場合は、再度南部水道企業団へご相談ください。

ださい。

5 受付開始日

令和2年 5月 7日から

(平日 9:00~16:00まで)

土曜日、日曜日、祝祭日、慰霊の日は受付していません。

6 提出書類

「水道料金等支払猶予申請書」

窓口での記入・提出又は様式をダウンロードしてFAX又は郵送

FAXの場合は営業時間内にFAXを送信し、必ず確認のお電話をお願いいたします。

受信確認が無い場合は対象外として取扱います。

【南部水道企業団】

TEL 098-998-2151 FAX 098-998-2049

【南風原町役場 区画下水道課】

TEL 098-889-2508 FAX 098-889-7657

【八重瀬町役場 土木建設課】

TEL 098-998-2623 FAX 098-998-0710

7 支払猶予の期間及び対象月の追加等について

今後の新型コロナウイルスの感染対策状況を総合的に判断して決定する。

郵便番号	901-0494
住所	八重瀬町字東風平1473番地2
名称	南部水道企業団 経営課(料金班)行
電話番号	098-998-2151
F A X	098-998-2049

水道料金等支払猶予申請書

令和 年 月 日

南 部 水 道 企 業 団
企 業 長 多和田 眞次 殿

申 請 者
住 所
氏 名 等
連 絡 先

印

(※法人は上記に所在地及び名称代表者職氏名を記載し連絡先に担当名併記)

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等の支払いが困難となったため、支払猶予に関しては「水道料金等支払猶予に係る取扱基準」に同意のうえ、支払期限の猶予を申請します。

1 給水装置設置場所等

使用 者 名 : _____
設 置 場 所 : _____
水 道 番 号 : _____

2 支払期限の猶予を受ける水道料金等

●令和2年 月請求分(納付期限:令和2年 月 日 → 令和2年 月 日)
●令和2年 月請求分(納付期限:令和2年 月 日 → 令和2年 月 日)
●令和2年 月請求分(納付期限:令和2年 月 日 → 令和2年 月 日)

3 申請の理由

※□の該当に✓を記入

●個人 (□給与の減収 □解雇・離職 □その他)
●事業所 (□業績の減収 □倒産 □その他)

※その他の場合、理由詳細をご記入下さい。

[]